

第 1019 回 高知市教育委員会 5 月定例会 議事録

1 開催日 平成 20 年 5 月 26 日 (月)

2 委員長開会宣言

3 議事

- 日程第 1 会議録署名委員の指名について
- 日程第 2 市教委第 25 号 高知市立公民館運営審議会委員の委嘱について
- 日程第 3 市教委第 26 号 高知市文化財保護審議会委員の委嘱について
- 日程第 4 市教委第 27 号 高知市春野文化ホールピアステージ運営審議会委員の委嘱について
- 日程第 5 市教委第 28 号 高知市スポーツ振興審議会委員の委嘱について
- 日程第 6 市教委第 29 号 高知市青年センター運営委員会委員の委嘱について
- 日程第 7 市教委第 30 号 平成 21 年度使用高知地区小学校教科用図書調査研究方針及び高知地区使用教科用図書採択協議会への諮問について

4 委員長閉会宣言

5 出席者

- (1) 委員
 - 1 番委員 澤 田 智 恵
 - 2 番委員 溝 渕 悦 子
 - 3 番委員 西 山 彰 一
 - 4 番委員 山 本 和 正
 - 5 番委員 吉 川 明 男

- (2) 事務局
 - 教育次長 岡 村 修
 - 教育次長 舛 田 郁 男
 - 総務課長 弘 田 充 秋
 - 学校教育課長 片 岡 正 樹
 - 生涯学習課長 大 崎 徹 三
 - スポーツ振興課長 國 常 泰 夫
 - 青少年課長 山 川 瑞 代
 - 総務課長補佐 山 本 正 篤
 - 学校教育課学校教育班長 松 下 整
 - 総務課総務係主査 岡 宗 裕 美

1 平成 20 年 5 月 26 日（月） 午後 4 時 02 分～午後 4 時 42 分 （たかじょう庁舎 5 階会議室）

2 議事内容

開会 午後 4 時 02 分

澤田委員長

ただいまから、第 1019 回高知市教育委員会 5 月定例会を開会いたします。

はじめに、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は山本委員さん、お願いいたします。

それでは、議案審査に移ります。

まず、日程第 2 市教委第 25 号高知市立公民館運営審議会委員の委嘱についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

生涯学習課長

高知市立公民館運営審議会委員の委嘱についての説明をいたします。社会教育法第 29 条の規定を受けまして制定しております高知市立公民館条例第 5 条に基づきまして公民館運営審議会委員を委嘱しておりますが、今回の委嘱につきましては任期満了に伴うものではなくて、春野町との合併並びに委員の辞任に伴うものでございまして、それぞれ 1 名を新たに委嘱するものでございます。

委嘱名簿のナンバー 1 の上田興一郎さんは、春野町との合併により委嘱するものでございまして、任期は高知市立公民館条例第 5 条の規定によりまして 2 年間でございます。平成 20 年 6 月 1 日から平成 22 年 5 月 31 日まででございます。また、ナンバー 2 の高橋成明さんは、委員の辞任に伴う委嘱でございまして、前任委員さんの残任期間ということになっておりますので平成 20 年 6 月 1 日から平成 21 年 5 月 31 日までの 1 年間となっております。以上でございます。

澤田委員長

この件に関して、質疑等はありませんか。

委員一同

————— 【 な し 】 —————

澤田委員長

特に質疑もないようですので、この件の質疑を終了し、採決に移ります。市教委第 25 号高知市立公民館運営審議会委員の委嘱については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

委員一同

————— 【 異 議 な し 】 —————

澤田委員長

ご異議なしと認めます。よって、市教委第 25 号高知市立公民館運営審議会委員の委嘱については、原案のとおり決しました。

次に、日程第 3 市教委第 26 号高知市文化財保護審議会委員の委嘱について、事務局の説明を求めます。

生涯学習課長

文化財保護法第 190 条の規定を受けまして規定しております高知市文化財保護条例第 47 条に基づきまして高知市文化財保護審議会を設置し、委員の委嘱をしておりますが、今回の委嘱につきましては任期満了に伴いまして委員を委嘱するものでございまして、委員 14 名中 13 名の委員さんにつきましては再任をし、辞意を申し出られておりました 1 名の委員さんにつきましては、この表にあります委嘱のナンバー 11 ですが、新たに前任者と同じ専門分野の建造物から選考し、委嘱を行うものでございます。定数は 15 名以内でございますが、今回の委嘱は、前回どおり 14 名の委嘱となっております。任期につきましては、条例第 49 条により委嘱の日である平成 20 年 6 月 1 日から平成 22 年 5 月

31日までの2年間となっております。以上でございます。

澤田委員長

この件に関して、質疑等はありませんか。

委員一同

————— 【 な し 】 —————

澤田委員長

ほかにご意見がないようでしたら、この件の質疑を終了し、採決に移ります。市教委第26号高知市文化財保護審議会委員の委嘱について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

委員一同

————— 【 異 議 な し 】 —————

澤田委員長

ご異議なしと認めます。よって市教委第26号高知市文化財保護審議会委員の委嘱については、原案のとおり決しました。

続きまして、日程第4市教委第27号高知市春野文化ホールピアステージ運営審議会委員の委嘱について、事務局の説明を求めます。

生涯学習課長

今回の高知市春野文化ホールピアステージ運営審議会委員の委嘱については、春野町との合併に伴いまして新たに委員を委嘱するものでございますが、本来ならば、4月1日付で委嘱を行うべきところでしたが、事務手続きが遅れまして6月1日付となりますことをまずはお詫びいたしたいと思っております。審議会の設置につきましては、高知市春野文化ホールピアステージ条例第14条の規定に基づきまして、運営審議会を設置し委員を委嘱するものでございます。

委員の定数は7名以内でございまして、今回の委嘱は7名の方を委嘱いたします。任期の日は委嘱の日である平成20年6月1日から平成22年5月31日までの2年間となっております。今回委嘱をする方々につきましては、旧春野町時代に平成18年度から委嘱をしている方々でございます。以上でございます。

澤田委員長

この件に関して、質疑等はありませんか。

溝淵委員

旧春野町の前の運営委員の方々ということですか。

生涯学習課長

はい、そうでございます。

吉川教育長

空白期間が5カ月間空いたことで、影響はなかったですか。

生涯学習課長

例年、2回程度の審議会をやっておりますが、第1回目を大体6月に開いておりましたので、特に影響はないと思われまます。

山本委員

旧高知市の方が入るという考えはありませんか。

生涯学習課長

将来的に、課題としてはあるかもわかりませんが、今回は前回どおりの委嘱にさせていただきます。

吉川教育長

この春野文化ホールは、まさに合併によって旧春野町の方々だけの持ち物ではなくなったわけですね。高知市民全員がこれを活用するという状況を作るためには、委員も入れ代わりをしていかないとはいけません。ただ、合併直後に急に変動があると、旧春野町から反発があってもいかんということで継続にしたということで理解ができるので、今後ゆるやかに、ということでよいので検討してください。

それで、春野文化ホールそのものは、旧春野町の方以外の利用はどうか。

生涯学習課長

具体的な数字はつかんでおりませんが、職員に聞きますと発表会等で、旧高知市内から来て利用するケースがかなり多いというふうに聞いております。

吉川教育長

合併前と合併後を比べて多少でも増えたということですね。

生涯学習課長

はい。

澤田委員長

ほかにご意見がないようでしたら、この件の質疑を終了し、採決に移ります。市教委第 27 号高知市春野文化ホールピアステージ運営審議会委員の委嘱について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

委員一同

————— 【異 議 な し】 —————

澤田委員長

ご異議なしと認めます。よって、市教委第 27 号高知市春野文化ホールピアステージ運営審議会委員の委嘱については、原案のとおり決しました。

続いて、日程第 5 市教委第 28 号高知市スポーツ振興審議会委員の委嘱について、事務局の説明を求めます。

スポーツ振興課スポーツ振興担当係長

スポーツ振興審議会条例に基づきまして、高知市のスポーツ振興に対する基本方針や、施設整備、指導者の養成などスポーツ全般に対します調査、審議をしていただき、教育委員会へ答申していただく組織でございます。

任期が 2 年となっております。今回平成 20 年 6 月 1 日から平成 22 年 5 月 31 日までの新たな委員の委嘱をお願いするものでございます。今回は委員 13 名中 10 名の再任をお願いする予定にしております。辞意を申し出られた方を含めまして 3 名の変更をいたしました。前回、女性の委員が 3 名でしたけれども、今回新しく女性の委員に入らせていただきまして、13 名中で男性の委員の方が 9 名、女性の委員の方が 4 名となり、女性の委員の方を 1 名増やさせていただきました。スポーツに関する学識経験、その他関係の行政機関の職員等によって構成されている委員会でございます。

以上でございます。

澤田委員長

この件に関して、質疑等はありませんか。

委員一同

————— 【な し】 —————

澤田委員長

ほかにご意見がないようでしたら、この件の質疑を終了し、採決に移ります。市教委第 28 号高知市スポーツ振興審議会委員の委嘱についてを、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

委員一同

————— 【異 議 な し】 —————

澤田委員長

ご異議なしと認めます。よって、市教委第 28 号高知市スポーツ振興審議会委員の委嘱については、原案のとおり決しました。

続いて、日程第 6 市教委第 29 号高知市青年センター運営委員会委員の委嘱について、事務局の説明を求めます。

青少年課長

高知市青年センター条例第 21 条に基づきます高知市青年センター運営委員会委員の委嘱です。推薦団体の選出委員の変更のため前委員の残任期間につきまして、改めて委員を委嘱するものです。前

委員の残期間ですので委嘱期間は平成 21 年 7 月 31 日までとなっております。

澤田委員長

この件に関して、質疑等はありませんか。

溝渕委員

両方とも校長会からの推薦ですか。

岡村教育次長

校長会からの委員さんについては、毎年異動がございまして、各担当分野を分けておりまして、今年度は曾我校長と小松校長とが青年センターの運営委員として校長会から推薦をいただきましたので、昨年度と交代したものでございます。

西山委員

校長会からということですから、毎年変わるというふうに理解してよろしいんですか。

青少年課長

はい、そうです。

吉川教育長

継続の場合もありますか。

岡村教育次長

はい、あります。

吉川教育長

校長会からは、高知市のいろいろな会に 65 人の代表を出してほしいということで、各種審議会、委員会に —— これは市内だけに限らずなんですけど県からも要請がっております。それで、できるだけ多くの人が多く役割を経験するというたてりで、今年はこの方にこの会を、ということになっているのですが、そこは毎年全くの新顔になるということではなくて継続の場合もあります。

澤田委員長

ほかに質疑はございませんか。

委員一同

————— 【 な し 】 —————

澤田委員長

ほかにご意見がないようでしたら、この件の質疑を終了し、採決に移ります。市教委第 29 号高知市青年センター運営委員会委員の委嘱について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

委員一同

————— 【 異 議 な し 】 —————

澤田委員長

ご異議なしと認めます。よって、市教委第 29 号高知市青年センター運営委員会委員の委嘱については、原案のとおり決しました。

最後に、日程第 7 市教委第 30 号平成 21 年度使用高知地区小学校教科用図書調査研究方針及び高知地区教科用図書採択協議会への諮問について、事務局の説明を求めます。

学校教育課長

本年度は、小学校教科用図書採択の年に当たっております。小学校 9 教科 11 種目について教育委員会において 7 月には採択の決定をお願いするところでございます。それを踏まえまして、小学校教科用図書調査研究方針を定め高知地区教科用図書採択協議会に諮問したいというふうに考えております。1 ページ目をお開きいただけますでしょうか。ご存じのように新学習指導要領が平成 23 年度全面実施となります。平成 20 年度小学校の 3 段目にあるとおり、この採択を 2 年間延長して 21 年度、22 年度と継続して本を使用することになります。その採択の簡略化について文部科学省から平成 21 年度使用教科用図書については新たに文部科学大臣の検定を経たものがないことに鑑み、要するに教科書は、新しく検定本を作成しておりません。採択手続きにかかわる調査研究について前回の採択替えにおいて用いた調査資料を利用するなど、採択手続きの一部を簡略化することが可能であることが示されました。平成 12 年度中学校の採択においても同様の状況があり採択の簡略化をして

おります。また、他の中核市の松山市、高松市、岡山市なども簡略化の方針を採っております。県内では南国、香美、吾川などの採択地区も同様の方法を採るということでございます。まずは、簡略化についてご了承をお願いしたいと考えております。

そしてその簡略化について資料の2ページをご覧ください。何を簡略化するかということでございます。上段には、高知地区教科用採択図書協議会へ諮問して答申をいただくこととなっております。枠囲みにありますように本来なら高知地区小学校教科用図書調査研究委員会は、約65名で編成する各教科の内容でございますが、このほど報告を前に行った内容で簡略化するというものでございます。ですから平成16年度に採択していただいたものと同様のものを21年度、22年度のみ使用する形になります。今回の簡略化は、上半分を行うことの採択事務手続きでございます。

次に資料の3ページをご覧ください。ここには、高知地区教科用図書採択協議会の規則を載せてございます。本市は、単独で高知採択地区となっておりますので採択については、独自に定めることができます。その仕組みは教育委員会からまず採択協議会に調査研究の諮問をします。協議会委員は、公務員、学識経験者、保護者、事務局職員を含め16名程度となる見込みでございます。採択協議会においては、簡略化することがご承認いただければ、前回の調査研究委員会からの資料をもとに検討を行い、各種目3種を選定し、教育委員会に答申して教育委員会において採択するという流れを考えております。

本年度の採択に当たって教育委員会から採択協議会に対し種目ごと3種を選定するよう諮問してよろしいか併せてご協議をお願いいたします。

最後に、資料の4ページをご覧ください。平成21年度使用高知地区小学校教科用図書調査研究方針案をご覧ください。平成14年度から現行の学習指導要領となっておりますので、今回の小学校図書の調査研究方針案もこれまでの方針を踏襲したものとなっております、5点を挙げております。この調査研究方針でよろしいか併せてご検討ください。

吉川教育長

定例教育委員会委員協議会資料となっておりますがよろしいですか。

学校教育課長

定例教育委員会の間違いです。

澤田委員長

この件に関して、質疑等はありませんか。

吉川教育長

教科書は変わらないのに今次、21年度、22年度を決めなければならない。採択協議会において、前の資料をもとに3種を挙げる。考え方ですけれども、3種挙げて今の教科書の中の一つに使いますよね。これを形式的な手順を踏まなければいけないのかという素朴な疑問が出てくるんですよ。委員さんも、多分そこがあるだろうと思うので、それについてはどうですか。

学校教育課長

それは、協議会の中で3種を挙げるということにしておりますので、これをもし変えらなれば、ここの設置の義務第2条をご覧ください。種目ごと3種を選定し答申するものとございます。

吉川教育長

いや、私が言っていますのは、これは委員会の規則ですね。こういうことはこれまでもあったし、これからもあるのではないかと、新しい指導要領が告示されたけれども、教科書は改訂されない。まあ、暫定的な期間として過去の2年間を繰り返すのよね。そのときもやっぱり、新たな指導要領で、新たな教科書で採択協議会の規則そのものをそっくり使っていくべきかどうかという、そこが私自身も疑問があります。ですからこの規則の第2条、これは教育委員会規則ですので告示しておりますね、これを修正して、今次、こういう場面でだけ変えていくというのも、今回に限ってはそういうこともあるし、ほかに知恵があれば、今回はこうだけれども附則みたいなのを付けることで、暫定期間の場合、今言った諮問、答申といった形式に流れずに、3種でやっても結果は同じだと思うのですよ。ましてや、教科書は改定されないのに教科書を変えるという理屈は、どこをついても出てこないわけですよ。

溝淵委員

採択協議会の委員を選任するのであれば、現在使っている教科書に不都合があるかないかという意見だけもらったらいいのではないですか。

学校教育課長

そのことも踏まえまして、3種選定をもらうことにしております。ですから、不都合がなければ、結果的には出てくるということになります。やはり、本当に使い勝手が悪いということが、出てきた場合は、やはり3種の中から選ぶべきではないかと考えております。ただ、やはりこれを継続しますというのはいかなるものかという考えを持っておりますので、結果的には同じものが選ばれても、一応学校の委員さんのご意見も聞くことは必要ではないかと考えております。

吉川教育長

わかりました。

澤田委員長

ほかに質疑がないようですので、この件の質疑を終了し採決に移ります。市教委第30号平成21年度使用高知地区小学校教科用図書調査研究方針及び高知地区教科用図書採択協議会への諮問について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員一同

————— 【異議なし】 —————

澤田委員長

ご異議なしと認めます。よって、市教委第30号平成21年度使用高知地区小学校教科用図書調査研究方針及び高知地区教科用図書採択協議会への諮問について、承認することに決しました。

以上で、本日の議事日程はすべて終了いたしました。これで教育委員会を閉会いたします。

閉会 午後4時42分